

小豆島町ケアマネジメントに関する基本方針

令和4年3月
小豆島町高齢者福祉課

1. 策定の趣旨

介護保険の基本理念に基づき、介護が必要となった者が、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう「小豆島町ケアマネジメントに関する基本方針」を策定しました。

ケアマネジメントのあり方を町と介護支援専門員及び地域包括支援センターで共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることで、介護保険制度の適切な運営を図ることを目的としています。

2. ケアマネジメントのあり方

介護保険の基本理念を実現する上で、ケアマネジメントにおいては介護支援専門員等は以下のことに留意して取り組むこととし、本町はこれに対して支援を行います。

(1) 居宅介護ケアマネジメント

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏らないよう、公正中立に行わなければならない。
- ④ 町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護（介護予防）支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）等との連携に努めなければならない。
- ⑤ 自らその提供する居宅介護ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(2) 介護予防ケアマネジメント

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は事業者などに不当に偏らないよう、公正中立に行わなければならない。
- ④ 町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護（介護予防）支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）、その他地域における様々な取組みを行う者等との連携に努めなければならない。

- ⑤ 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- ⑥ 自らその提供する介護予防ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3. ケアマネジメントの質の向上への取組み

ケアマネジメントの質の向上を図るため、介護支援専門員等及び本町は相互の協力のもと、以下のことについて取り組みます。

- (1) 介護支援専門員等は、ケアプランの自己点検を実施し、自立支援の視点でケアマネジメントの過程の再認識を行うとともに、ケアマネジメントに関する研修会等を通じて、自身の資質の向上に努めます。また、他職種との連携・協働への積極的な取組みにより、ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- (2) 本町は、ケアプランの点検、保険給付の実績の活用、縦覧点検等給付適正化事業の実施、介護支援専門員等に対する研修会の開催等のあらゆる機会を通じて、介護支援専門員等への支援を行うとともに、地域ケア会議の開催などにより、介護支援専門員等と多職種との連携・協働体制の構築を推進します。